

公益財団法人日本知的障害者福祉協会役員等の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「認定法」という。）及び公益財団法人日本知的障害者福祉協会（以下「本会」という。）定款第18条及び第34条の規定に基づき、本会の評議員及び役員等の報酬等の支給の基準について定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 評議員とは、定款第18条に規定する者をいう。
- (2) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (3) 常勤役員とは、評議員会の決議により選任された役員のうち、公益財団法人日本知的障害者福祉協会を主たる勤務場所とし、週3日以上出勤する者をいう。
- (4) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (5) 顧問とは、定款第35条に規定する者をいう。
- (6) 報酬等とは、認定法第5条第13号で定めた報酬等、その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (7) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の決定及び通勤手当の支給)

第3条 評議員、非常勤役員及び顧問は、無報酬とする。

2 常勤役員の報酬等は、月額報酬とする。

3 前項に定める報酬のほか、常勤役員には、その通勤の実態に応じ通勤手当を支給することができる。

(報酬等の支払方法)

第4条 常勤役員の報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 前項の報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額がある場合には、その役員に支払うべき金額から、その金額を控除して支払うものとする。

(報酬の支給日)

第5条 役員の報酬は、その月の月額金額を毎月25日に支給する。ただし、支給日が休日に当たるときは、公益財団法人日本知的障害者福祉協会職員給与規程第6条の規定に準じて支給する。

(報酬の基準)

第6条 常勤役員の報酬等は、前歴・勤務実態等を勘案して予算の範囲で月額60万円以内とし、代表理事が理事会の承認を得て決定する。

2 常勤役員の賞与は、その者が受ける報酬額の年間2ヶ月以内とする。

3 職員兼務役員の報酬は、その兼務の状況によって役員報酬と職員給与に区分して支給する。ただし、特に区分の必要がないと認められるときは、役員報酬一本で支給することができる。

(退職慰労金)

第7条 退職慰労金は、常勤役員として円満に勤務し、かつ任期満了、辞任又は死亡により退任した者に支給するものとし、死亡退任した者については、その法定相続人に支払うものとする。

2 常勤役員に対する退職慰労金は、在職期間1年ごとに、その者の1月分を支給とし、代表理事が理事会の承認を得て決定する。

(費用)

第8条 本会は、役員がその職務の遂行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、前払いを要するものについては事前に支払うものとする。

2 非常勤役員が遠隔地から、理事会等に出席するための旅費を支給することができる。

(公表)

第9条 本会は、この規程をもって、認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、公益財団法人日本知的障害者福祉協会の設立登記のあった日から施行する。

2 本会は、当分の間、常勤の監事を置かない。